

市 会 議 案

令和3年11月定例会（令和3年11月19日提出）

名 古 屋 市

目 次

令和3年第150号議案	名古屋市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について……………	1頁
令和3年第151号議案	名古屋市市税条例の一部改正について……………	9頁
令和3年第152号議案	名古屋市国民健康保険条例の一部改正について……………	19頁
令和3年第153号議案	名古屋市病院事業の設置等に関する条例の廃止について……………	21頁
令和3年第154号議案	名古屋市開発行為の許可等に関する条例の一部改正について……………	25頁
令和3年第155号議案	名古屋市建築基準法施行条例の一部改正について……………	33頁
令和3年第156号議案	名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について……………	43頁
令和3年第158号議案	契約の締結について……………	53頁
令和3年第159号議案	損害賠償の額の決定について……………	55頁
令和3年第160号議案	指定管理者の指定について……………	57頁
令和3年第161号議案	指定管理者の指定について……………	59頁
令和3年第162号議案	指定管理者の指定について……………	61頁
令和3年第163号議案	指定管理者の指定について……………	63頁
令和3年第164号議案	指定管理者の指定について……………	65頁
令和3年第165号議案	指定管理者の指定について……………	67頁
令和3年第166号議案	指定管理者の指定について……………	69頁
令和3年第167号議案	指定管理者の指定について……………	71頁
令和3年第168号議案	指定管理者の指定の変更について……………	73頁
令和3年第169号議案	指定管理者の指定の変更について……………	75頁
令和3年第170号議案	指定管理者の指定の変更について……………	77頁
令和3年第171号議案	指定管理者の指定の変更について……………	79頁
令和3年第172号議案	指定管理者の指定の変更について……………	81頁
令和3年第173号議案	指定管理者の指定の変更について……………	83頁

令和3年第174号議案	指定管理者の指定の変更について……………	85頁
令和3年第175号議案	指定管理者の指定の変更について……………	87頁
令和3年第176号議案	指定管理者の指定の変更について……………	89頁
令和3年第177号議案	指定管理者の指定の変更について……………	91頁
令和3年第178号議案	指定管理者の指定の変更について……………	93頁
令和3年第179号議案	当せん金付証票の発売について……………	95頁

令和 3 年第 150 号議案

名古屋市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定
について

名古屋市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例を次のとおり定めるものとする。

令和 3 年 11 月 19 日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）第 13 条第 1 項の規定に基づき、情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要な事項を定めることにより、情報通信技術を活用した行政を推進し、手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例等 本市の条例、本市の機関の規則、規程その他の定め並びに愛知県事務処理特例条例（平成 11 年愛知県条例第 55 号）又は愛知県教育委員会事務処理特例条例（平成 12 年愛知県条例第 18 号）により本市が処理するこ

とされた事務について規定する愛知県の条例及び同県の執行機関の規則をいう。

(2) 本市の機関等 次に掲げるものをいう。

ア 本市又は本市の機関

イ 本市が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）

ウ 本市の公の施設を管理する指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）

エ 名古屋市営住宅条例（昭和29年名古屋市条例第25号）第2条第4号の2に規定する管理代行者

(3) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。

(4) 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。

(5) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。

(6) 申請等 申請、届出その他の条例等の規定に基づき本市の機関等に対して行われる通知をいう。

(7) 処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の条例等の規定に基づき本市の機関等が行う通知（不特定の者に対して行うものを除く。）をいう。

(8) 縦覧等 条例等の規定に基づき本市の機関等が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。

(9) 作成等 条例等の規定に基づき本市の機関等が書面等又は電磁的記録を作成し、又は保存することをいう。

(10) 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。

（電子情報処理組織による申請等）

第3条 本市の機関等は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定

において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、規則で定める電子情報処理組織（本市の機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法により行わせることができる。

- 2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等については、当該申請等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該申請等に関する条例等の規定を適用する。
- 3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当該申請等を受ける本市の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該本市の機関等に到達したものとみなす。
- 4 本市の機関等は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等をするのが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行わせる場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えさせることができる。
- 5 本市の機関等は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において手数料、使用料その他の収入金（以下「手数料等」という。）の納付の方法が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行わせる場合には、当該手数料等の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則で定めるものをもって行わせることができる。
- 6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行わせることが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第6項の規定によ

り前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。)とする。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第4条 本市の機関等は、処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、規則で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則で定める方式による表示をする場合に限る。

2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等については、当該処分通知等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等は、当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。

4 本市の機関等は、処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。

5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等(第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。)」とする。

(電磁的記録による縦覧等)

第5条 本市の機関等は、縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているもの(申請等に基づくものを除く。)については、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行うことができる。

2 前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類により行われた縦覧等については、当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

(電磁的記録による作成等)

第6条 本市の機関等は、作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

3 本市の機関等は、作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。

(添付書面等の省略)

第7条 本市の機関等は、申請等をする者に係る住民票の写し、登記事項証明書その他の規則で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、当該書面等の区分に応じ規則で定める措置により、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付

することを要しないこととすることができる。

(情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表)

第8条 市長は、本市の機関等が電子情報処理組織を使用する方法により行わせ、又は行うことができる申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により随時公表するものとする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。

(名古屋市債権管理条例の一部改正)

2 名古屋市債権管理条例（平成23年名古屋市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第4条中「次の各号」を「次」に改め、「（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。）」を削る。

(理 由)

この案を提出したのは、手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、市民生活の向上に寄与するため、情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要な事項を定める必要があるによる。

(参考 1)

新 旧 対 照 (改正案 / 現 行)

名古屋市債権管理条例 (抜すい)

(管理台帳の整備)

第4条 市長等は、債権を適正に管理するため、次の各号に掲げる事項を記載

した管理台帳 (電磁的記録 (電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっ
ては認識することができない方式で作られた記録をいう。)を含む。) を整
備しなければならない。ただし、債権の管理上、市長等が特に必要がないと
認める場合は、この限りでない。

(1) }
 3 } (略)
(4) }

(参考 2)

参 照 条 文

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第 151 号）抜すい

（条例又は規則に基づく手続における情報通信技術の利用）

第13条 地方公共団体は、情報通信技術を活用した行政の推進を図るため、条例又は規則に基づく手続について、手続等に準じて電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことができるようにするため、必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

2 （略）

令和 3 年第 151 号議案

名古屋市市税条例の一部改正について

名古屋市市税条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和 3 年 11 月 19 日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市市税条例の一部を改正する条例

第 1 条 名古屋市市税条例（昭和 37 年名古屋市条例第 45 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条中「及び扶養親族」の次に「（年齢 16 歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この条において同じ。）」を加える。

第 20 条の 3 第 1 項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢 16 歳未満の者に限る」に改める。

附則第 14 条の 6 中第 18 項を第 19 項とし、第 17 項を第 18 項とし、第 16 項の次に次の 1 項を加える。

17 法附則第 15 条第 46 項に規定する条例で定める割合は、6 分の 1 とする。

第 2 条 名古屋市市税条例の一部を次のように改正する。

附則第 14 条の 6 第 19 項を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条中名古屋市市税条例附則第14条の6中第18項を第19項とし、第17項を第18項とし、第16項の次に1項を加える改正規定 公布の日
 - (2) 第2条の規定並びに附則第3項及び第4項の規定 令和5年4月1日
(個人の市民税に関する経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後の名古屋市市税条例第9条及び第20条の3第1項の規定は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
(固定資産税に関する経過措置)
- 3 地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第26号)の施行の日から令和3年3月31日までの期間(以下この項において「適用期間」という。)内に地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号。以下「改正法」という。)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第64条に規定する中小事業者等(以下この項において「中小事業者等」という。)が取得(同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。)をした同条に規定する家屋及び構築物(中小事業者等が、同条に規定するリース取引(以下この項において「リース取引」という。)に係る契約により家屋及び構築物を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する家屋及び構築物を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該家屋及び構築物を含む。)に対して課する固定資産税については、第2条の規定による改正前の名古屋市市税条例(以下「旧条例」という。)附則第14条の6第19項の規定は、附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日(以下「一部施行日」という。)以後も、なおその効力を有する。
- 4 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間(以下この項において「適用期間」という。)内に改正法第2条の規定による改正前の地方税法附則第64条に規定する中小事業者等(以下この項において「中小事業者等」という。)が取得(同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。)

をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する固定資産税については、旧条例附則第14条の6第19項の規定は、一部施行日以後も、なおその効力を有する。

（理 由）

この案を提出したのは、地方税法等の一部改正に伴い、個人の市民税等について規定を整備する必要があるによる。

(参考 1)

新 旧 対 照 (改正案)
(改正案前)

1 名古屋市市税条例 (抜すい (第 1 条に係る部分に限る。))

(個人の均等割の非課税の範囲)

第 9 条 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が 35 万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族^(年齢 16 歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この条において同じ。)の数に 1 を加えた数を乗じて得た金額に 10 万円を加算した金額 (その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に 21 万円を加算した金額) 以下である者に対しては、均等割を課さない。

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第 20 条の 3 所得税法第 203 条の 6 第 1 項の規定により同項に規定する申告書を提出する義務がある者で市内に住所を有するもの又は法の施行地において同項に規定する公的年金等 (所得税法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。) の支払を受ける市内に住所を有する者で扶養親族^(年齢 16 歳未満の者に限る。控除対象扶養親族を除く。)を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第 203 条の 6 第 1 項に規定する公的年金等の支払者 (以下この条において「公的年金等支払者」という。) から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、法第 317 条の 3 の 3 第 1 項各号に掲げる事項を記載した申告書 (以下この条において「申告書」という。) を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

2 (略)

附 則

(条例で定める固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例等の割合)

第14条の6 (略)

2 }
5 } (略)
16 }

17 法附則第15条第46項に規定する条例で定める割合は、6分の1とする。

$\frac{18}{17}$ }
 $\frac{19}{18}$ } (略)

2 名古屋市市税条例附則(抜すい(第2条に係る部分に限る。))

(条例で定める固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例等の割合)

第14条の6 (略)

2 }
5 } (略)
18 }

19 法附則第64条に規定する条例で定める割合は、0とする。

(参考 2)

参 照 条 文

1 地方税法（昭和25年法律第226号）抜すい 新旧対照 $\left(\frac{\text{改正後}}{\text{改正前}}\right)$

（個人の市町村民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書）

第317条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又はこの法律の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける第294条第1項第1号に掲げる者であつて、扶養親族（ $\frac{\text{年齢16歳未満の者に限る}}{\text{控除対象扶養親族を除く。}}$ ）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、当該公的年金等受給者の住所所在地の市町村長に提出しなければならない。

(1) }
{ (略)
(3) }

2 }
{ (略)
5 }

附 則

（固定資産税等の課税標準の特例）

第15条 （略）

2	}	(略)
5		
7		
8		
5		
10		
8		
11		
5		
27		
30		
31		
28		
32		
5		
36		
40		
41		
37		
42		
5		
44		
49		
45		

46 次に掲げる施設のうち、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）の施行の日から令和6年3月31日までの間に取得されたものに対して課する固定資産税の課税標準は、第349条の2の規定にかかわらず、当該施設に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に3分の1を参酌して6分の1以上2分の1以下の範囲内において市町村の条例で

定める割合（当該施設が第389条の規定の適用を受ける場合には、3分の1）
を乗じて得た額とする。

(1) 特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第15条に規定する
認定事業者が同条に規定する認定計画に基づき設置した同法第2条第6項
に規定する雨水貯留浸透施設で総務省令で定めるもの

(2) 下水道法第25条の14に規定する認定事業者が同条に規定する認定計画に
基づき設置した同法第25条の10第1項に規定する雨水貯留浸透施設で総務
省令で定めるもの

（新型コロナウイルス感染症等に係る先端設備等に該当する家屋及び償却資
産に対する固定資産税の課税標準の特例）

第64条 中小事業者等が令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間（
以下この条において「適用期間」という。）内に中小企業等経営強化法第53
条第2項に規定する認定先端設備等導入計画（以下この条において「認定先
端設備等導入計画」という。）に従つて取得（事業の用に供されたことな
いものの取得に限る。以下この条において同じ。）をした同法第2条第14項
に規定する先端設備等（以下この条において「先端設備等」という。）に該
当する事業の用に供する家屋、機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附
属設備（家屋と一体となつて効用を果たすもの（第343条第10項の規定によ
り家屋以外の資産とみなされたものを除く。）を除く。）並びに構築物（以
下この条において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が認定先端設
備等導入計画に従つて、法人税法第64条の2第3項に規定するリース取引（

以下この条において「リース取引」という。)に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。)で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第349条又は第349条の2の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該特例対象資産に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から3年度分の固定資産税に限り、当該特例対象資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に0以上2分の1以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする。

2 地方税法施行令(昭和25年政令第245号)抜すい 新旧対照 ^(改正後)_(改正前)

(法第295条第3項の政令で定める基準)

第47条の3 法第295条第3項に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 法第295条第3項の市町村の条例で定める金額は、当該条例で基本額として定める一定金額に、同項に規定する法の施行地に住所を有する者の同一年計配偶者及び扶養親族 (年齢16歳未満の者及び法第314条の2第1項第11号に規定する控除対象扶養親族に限る。以下この号において同じ。)

の数に1を加えた数を乗じて得た金額に、10万円を加算した金額(その者が同一年計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に当該条例で加算額として定める一定金額を加算した金額)とするものとする。

- (2) } (略)
(3) }

令和 3年第 152 号議案

名古屋市国民健康保険条例の一部改正について

名古屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和 3年11月19日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例

名古屋市国民健康保険条例（昭和36年名古屋市条例第 1号）の一部を次のように改正する。

第 9条第 1項中「 404, 000円」を「 408, 000円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 4年 1月 1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の名古屋市国民健康保険条例第 9条第 1項の規定は、令和 4年 1月 1日以後における出産から適用し、同日前における出産については、なお従前の例による。

（理 由）

この案を提出したのは、出産育児一時金の額を引き上げる必要があるによる。

(参 考)

新 旧 対 照 (改 正 案)
(現 行)

名古屋市国民健康保険条例 (抜すい)

(出産育児一時金)

第 9 条 被保険者が出産したときは、その者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として $\frac{408,000}{404,000}$ 円を支給する。ただし、当該出産が健康保険法施行令 (大正15年勅令第 243号) 第36条ただし書に規定する出産であると認められるときは、42万円を支給する。

2 (略)

令和 3年第 153 号議案

名古屋市病院事業の設置等に関する条例の廃止について

名古屋市病院事業の設置等に関する条例を廃止する条例を次のとおり定めるものとする。

令和 3年11月19日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市病院事業の設置等に関する条例を廃止する条例

名古屋市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年名古屋市条例第57号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 5年 4月 1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 施行日前に行われた病院事業の業務については、この条例による廃止前の名古屋市病院事業の設置等に関する条例第 5条及び第 7条から第 9条までの規定は、施行日以後も、なおその効力を有する。

（名古屋市立病院条例等の廃止）

- 3 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 名古屋市立病院条例（平成 3年名古屋市条例第64号）

(2) 名古屋市病院事業基金条例（平成25年名古屋市条例第27号）
（名古屋市立病院条例の廃止に伴う経過措置）

4 施行日前の診療に係る前項の規定による廃止前の名古屋市立病院条例の規定による利用料金及び手数料については、なお従前の例による。

（予算編成の透明性の確保と市民意見の予算への反映に関する条例の一部改正）

5 予算編成の透明性の確保と市民意見の予算への反映に関する条例（平成22年名古屋市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「前条」を「前条第1号及び第2号」に改め、「（同条第3号に定める予算にあっては、病院事業に係るものに限る。）」を削り、同条第4項中「（病院事業に係るものを除く。）」を削る。

第5条第4項中「（病院事業に係るものを除く。）」を削る。

（理由）

この案を提出したのは、名古屋市立緑市民病院を廃止する必要があるによる。

(参 考)

新 旧 対 照 (改正案)
(現 行)

予算編成の透明性の確保と市民意見の予算への反映に関する条例
(抜すい)

(公開する情報等)

第 3条 市長は、前条~~第 1号及び第 2号~~に定める予算~~(同条第 3号に定める予~~
~~算にあっては、病院事業に係るものに限る。)~~について、各局からの予算要
求の内容並びに財政局及び市長による査定の内容に関する情報を公開するも
のとする。

2 } (略)
3 }

4 前条第 3号の予算~~(病院事業に係るものを除く。)~~については、第 1項に
規定する予算に関する情報の公開に準じて、公営企業管理者が公開するも
のとする。

(市民意見の予算への反映)

第 5条 (略)

2 } (略)
3 }

4 第 2条第 3号の予算~~(病院事業に係るものを除く。)~~に関する市民意見の
反映については、前 3項の規定に準じて、公営企業管理者が行うものとする。

名古屋市開発行為の許可等に関する条例の一部改正について

名古屋市開発行為の許可等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和3年11月19日提出

名古屋市長 河村 たかし

名古屋市開発行為の許可等に関する条例の一部を改正する条例

名古屋市開発行為の許可等に関する条例（平成14年名古屋市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「次の各号」を「次」に改め、同項第4号中「25平方メートル以下」を「30平方メートル未満」に改める。

第17条第1項中「次の各号」を「次」に改め、同項第1号ただし書中「第8条第1項第2号口から二までに掲げる土地の」を「第29条の9各号に掲げる」に改める。

第18条第8号中「、第63条第3項第5号イ若しくは第68条の69第3項第5号イ」を「若しくは第63条第3項第5号イ」に、「、第63条第3項第7号イ若しくは第68条の69第3項第7号イ」を「若しくは第63条第3項第7号イ」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(理 由)

この案を提出したのは、都市計画法等の一部改正に伴い、規定を整備する等の必要があるによる。

(参考 1)

新 旧 対 照 (改正案)
現 行

名古屋市開発行為の許可等に関する条例 (抜すい)

(道路の幅員等)

第 8 条 都市計画法施行令 (昭和44年政令第 158 号。以下「令」という。) 第

25条第 2 号の規定にかかわらず、法第33条第 3 項の規定により、次の各号に
該当する開発行為における道路の幅員は、4メートル (当該道路と一体的に
機能する開発区域の周辺の道路の幅員が 4メートルを超える場合には、当該
幅員) とする。

(1) }
 } (略)
(3) }

(4) 開発区域内において予定される建築物 (以下「予定建築物」という。) の用途が住宅 (他の用途を兼ねるものを除く。) であり、かつ、当該道路に面する予定建築物の住戸の数 (ワンルーム型住戸 (共同住宅の住戸でその床面積が $\frac{30\text{平方メートル未満}}{25\text{平方メートル以下}}$ のものをいう。以下同じ。) を有する共同住宅にあっては、ワンルーム型住戸の数に 2 分の 1 を乗じた数にワンルーム型住戸以外の住戸の数を加えた数をいう。以下第10条及び第12条において同じ。) が20以下であること。

(5) (略)

2 (略)

(市街化調整区域内の開発行為等)

第17条 法第34条第12号の規定により定める区域、目的及び用途は、次の各号のとおりとする。

(1) 区域 市街化区域に隣接し、又は近接し、かつ、自然的社会的諸条件か

ら市街化区域と一体的な日常生活圏を構成していると認められる地域であ
って、おおむね50戸以上の建築物（市街化区域内に存するものを含む。）

が連たんしている地域。ただし、第29条の9各号に掲げる
第8条第1項第2号ロからニまでに掲

げる土地の区域を除く。

(2) (略)

2 (略)

(手数料を徴収する事務の種別及び額)

第18条 次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める名称の手数
料を徴収する。この場合において、当該手数料の額は、当該各号に特別の計
算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものにつ
いては1件につきそれぞれ当該各号に定める額とする。

(1) }
5 } (略)
(7) }

(8) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第28条の4第3項第5号イ ^{若し}

くは 第63条第3項第5号イ ^{若しくは第68条の69第3項第5号イ}、第28条の

4第3項第7号イ ^{若しくは} 第63条第3項第7号イ ^{若しくは第68条の69第3}

項第7号イ又は第31条の2第2項第14号ハ若しくは第62条の3第4項第14

号ハに規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであること

についての認定の申請に対する審査

優良宅地造成認定申請手数料

ア }
イ } (略)
ク }

(9) }
(10) } (略)

(参考 2)

参 照 条 文

1 都市計画法（昭和43年法律第100号）抜すい 新旧対照 $\left(\begin{smallmatrix} \text{改正後} \\ \text{改正前} \end{smallmatrix}\right)$

第34条 前条の規定にかかわらず、市街化調整区域に係る開発行為（主として第2種特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為を除く。）については、当該申請に係る開発行為及びその申請の手続が同条に定める要件に該当するほか、当該申請に係る開発行為が次の各号のいずれかに該当すると認める場合でなければ、都道府県知事は、開発許可をしてはならない。

- (1)
 - ↳
 - (8)
 - (8)の2
 - (9)
 - ↳
 - (11)
- } (略)

(12) 開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不相当と認められる開発行為として、災害の防止その他の事情を考慮して政令で定める基準に従い、都道府県の条例で区域、目的又は予定建築物等の用途を限り定められたもの

- (13)
 - (14)
- } (略)

2 都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）抜すい 新旧対照 $\left(\begin{smallmatrix} \text{改正後} \\ \text{改正前} \end{smallmatrix}\right)$

(法第34条第11号の土地の区域を条例で指定する場合の基準)

第29条の9

第29条の8

法第34条第11号（法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）の政令で定める基準は、同号の条例で指定する土地の区域に、原則と

次に掲げる
して、第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の区域を含まないこととする。

(1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第39条第1項の災害危険区域

(2) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止

区域

(3) 急傾斜地崩壊危険区域

(4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平

成12年法律第57号）第7条第1項の土砂災害警戒区域

(5) 水防法（昭和24年法律第193号）第15条第1項第4号の浸水想定区域の

うち、土地利用の動向、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通

省令で定める事項を勘案して、洪水、雨水出水（同法第2条第1項の雨水

出水をいう。）又は高潮が発生した場合には建築物が損壊し、又は浸水し、

住民その他の者の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認め

られる土地の区域

(6) 前各号に掲げる区域のほか、第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる

土地の区域

(開発許可をすることができる開発行為を条例で定める場合の基準)

第29条の10

第29条の9

法第34条第12号（法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）

む。)の政令で定める基準は、同号の条例で定める区域に、原則として、前
第
条各号に掲げる

8条第1項第2号口から二までに掲げる土地の区域を含まないこととする。

3 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)抜すい 新旧対照 $\left(\frac{\text{改正後}}{\text{改正前}}\right)$

(短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率)

第68条の69 (略)

2 (略)

3 第1項の規定は、短期所有に係る土地の譲渡等のうち、土地等の譲渡で次

に掲げるものに該当することにつき財務省令で定めるところにより証明がさ

れたものについては、適用しない。

(1)
(2) } (略)
(4)

(5) その宅地の造成につき開発許可を要しない場合において連結法人が造成

した一団の宅地(その面積が1,000平方メートル以上のものに限る。)の

全部又は一部の当該連結法人による譲渡で、次に掲げる要件(当該譲渡が

政令で定める譲渡に該当する場合には、イ及び前号イに掲げる要件)に該

当するもの

イ 当該譲渡に係る宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものである

ことについて政令で定めるところにより都道府県知事の認定を受けて行
われ、かつ、その造成が当該認定の内容に適合していること。

□ (略)

(6) (略)

(7) 次に掲げる一団の宅地（その面積が1,000平方メートル未満のものに限
る。）の全部又は一部の当該連結法人による譲渡で、当該譲渡に係る対価
の額が当該譲渡に係る適正な対価の額として政令で定める金額以下である
もの

イ 当該連結法人が造成した一団の宅地でその造成が優良な宅地の供給に
寄与するものであることについて政令で定めるところにより市町村長又
は特別区の区長（その造成が開発許可を受けたものである場合には、当
該許可をした者）の認定を受けたもの

□ (略)

(8) } (略)
(10) }

4 } (略)
8 }

令和 3 年第 155 号議案

名古屋市建築基準法施行条例の一部改正について

名古屋市建築基準法施行条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和 3 年 11 月 19 日提出

名古屋市長 河村 たかし

名古屋市建築基準法施行条例の一部を改正する条例

名古屋市建築基準法施行条例（平成12年名古屋市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第17条第45号の2を削り、同条第45号の3中「第3項」を「第5項」に改め、同号ア中「第6条第1項各号（第3号を除く。）」を「第6条第1項第1号」に改め、同号イを削り、同号ウを同号イとし、同号を同条第45号の2とし、同条第45号の4ア中「第6条第1項各号（第3号を除く。）」を「第6条第1項第1号」に、「第3項」を「第5項」に改め、同号イを削り、同号ウ中「第3項」を「第5項」に改め、同号ウを同号イとし、同号を同条第45号の3とし、同号の次に次の1号を加える。

(45) の 4 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第18条第1項の規定に基づく住宅の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査

認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率の特例許可申請手数料 160,000円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年2月20日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関によりこの条例による改正前の名古屋市建築基準法施行条例第17条第45号の3アに規定する基準に適合していると認められた住宅及び同号イに規定する設計住宅性能評価書が交付された住宅に係る手数料の額については、この条例による改正後の名古屋市建築基準法施行条例第17条第45号の2及び第45号の3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(理 由)

この案を提出したのは、長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正に伴い、手数料を定める等の必要があるによる。

(参考 1)

新 旧 対 照 (改正案)
現 行

名古屋市建築基準法施行条例 (抜すい)

(手数料を徴収する事務の種別及び額)

第17条 次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める名称の手数料を徴収する。この場合において、当該手数料の額は、1件につきそれぞれ当該各号に定める額とする。

(1) }
() } (略)
(45) }

(45) の 2 削除

(45) の 2

(45) の 3 長期優良住宅の普及の促進に関する法律 (平成20年法律第87号)

第5条第1項から^{第5項}_{第3項}までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査

長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料 次に定める額を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額 (100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。) (長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定による申出がある場合においては、第1号に定める額の手数料を加算した額)

ア 住宅の品質確保の促進等に関する法律 (平成11年法律第81号) 第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関 (以下「登録住宅性能評価機関」という。) により、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1

^{第1号}
項 ~~各号 (第3号を除く。)~~ に掲げる基準に適合していると認められた住宅 工事種別、住宅の種類及び規模に応じ次に定める額

(ア) } (略)
 (イ) }

イ アに掲げる住宅を除き、登録住宅性能評価機関により、住宅の品質確

保の促進等に関する法律第5条第1項の規定に基づく設計住宅性能評価

書（日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）別表1

(イ) 項に掲げる断熱等性能等級の表示があるものに限る。以下この号及

び次号において同じ。）が交付された住宅（工事種別が新築のものに限

る。） 住宅の種類及び規模に応じ次に定める額

(ア) 一戸建の住宅 22,500円

(イ) 一戸建以外の住宅の住戸の数が5以内のもの 63,000円

(ウ) 一戸建以外の住宅の住戸の数が5を超え10以内のもの 96,600円

(エ) 一戸建以外の住宅の住戸の数が10を超え30以内のもの 175,300円

(オ) 一戸建以外の住宅の住戸の数が30を超え50以内のもの 295,200円

(カ) 一戸建以外の住宅の住戸の数が50を超え100以内のもの

450,400円

(キ) 一戸建以外の住宅の住戸の数が100を超え200以内のもの

813,600円

(ク) 一戸建以外の住宅の住戸の数が200を超え300以内のもの

1,106,700円

(ケ) 一戸建以外の住宅の住戸の数が300を超えるもの

1,337,300円

イ
ウ (略)

(45)の3 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基
(45)の4 づく長期優良住宅建築等計画の変更に関する認定の申請に対する審査

長期優良住宅建築等計画の変更に関する認定申請手数料 次に定める額
を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額（
100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）（長期優良住宅の
普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第6条第2項
の規定による申出がある場合においては、第1号に定める額の手数料を加
算した額）

ア 登録住宅性能評価機関により、長期優良住宅の普及の促進に関する法

律第6条第1項^{第1号}各号（第3号を除く。）に掲げる基準に適合していると
認められた住宅 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項

から^{第5項}_{第3項}までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定に係る工
事種別、住宅の種類及び規模に応じ次に定める額

(ア) }
(イ) } (略)

イ アに掲げる住宅を除き、登録住宅性能評価機関により、住宅の品質確

保の促進等に関する法律第5条第1項の規定に基づく設計住宅性能評価

書が交付された住宅（工事種別が新築のものに限る。） 住宅の種類及

び規模に応じ次に定める額

(ア) 一戸建の住宅 8,200円

(イ) 一戸建以外の住宅の住戸の数が5以内のもの 29,100円

(ウ) 一戸建以外の住宅の住戸の数が5を超え10以内のもの 46,700円

(エ) 一戸建以外の住宅の住戸の数が10を超え30以内のもの 87,000円

(ア) 一戸建以外の住宅の住戸の数が30を超え50以内のもの 149,600円

(カ) 一戸建以外の住宅の住戸の数が50を超え100以内のもの

231,300円

(キ) 一戸建以外の住宅の住戸の数が100を超え200以内のもの

419,100円

(ク) 一戸建以外の住宅の住戸の数が200を超え300以内のもの

569,300円

(ケ) 一戸建以外の住宅の住戸の数が300を超えるもの

685,900円

イ
ウ その他の住宅 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項

から第5項
第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定に係る工
事種別、住宅の種類及び規模に応じ次に定める額

(7) }
(イ) } (略)

(45) の 4 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第18条第1項の規定に基

づく住宅の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査

認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率の特例許

可申請手数料

160,000円

(45) の 5 }
5 } (略)
(58) }

(参考 2)

参 照 条 文

長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）

抜すい 新旧対照 $\left(\begin{array}{c} \text{改正後} \\ \text{改正前} \end{array} \right)$

（長期優良住宅建築等計画の認定）

第5条（略）

2 }
3 } (略)

4 住宅（複数の者に譲渡することにより区分所有住宅とするものに限る。）

の建築をしてその構造及び設備を長期使用構造等とし、当該区分所有住宅の
管理者等（建物の区分所有等に関する法律第3条若しくは第65条に規定する
団体について同法第25条第1項（同法第66条において準用する場合を含む。）
の規定により選任された管理者又は同法第47条第1項（同法第66条において
準用する場合を含む。）の規定による法人について同法第49条第1項（同法
第66条において準用する場合を含む。）の規定により置かれた理事をいう。
以下同じ。）において当該建築後の区分所有住宅について長期優良住宅とし
て維持保全を行おうとする場合における当該譲渡をしようとする者（第9条
第3項及び第13条第3項において「区分所有住宅分譲事業者」という。）は、
国土交通省令で定めるところにより、長期優良住宅建築等計画を作成し、所
管行政庁の認定を申請することができる。

5 区分所有住宅の増築又は改築をしてその構造及び設備を長期使用構造等とし、その増築又は改築後の区分所有住宅について長期優良住宅として維持保全を行おうとする当該区分所有住宅の管理者等は、国土交通省令で定めるところにより、長期優良住宅建築等計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

$\frac{6}{4}$ (略)
(認定基準等)

第6条 所管行政庁は、前条第1項から $\frac{第5項}{第3項}$ までの規定による認定の申請があった場合において、当該申請に係る長期優良住宅建築等計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができる。

(1) 建築をしようとする住宅の構造及び設備が長期使用構造等であること。

(2)

↳

(4)

(5) (略)

(4)

↳

(7)

(6)

2

↳

7

(略)

(容積率の特例)

第18条 その敷地面積が政令で定める規模以上である住宅のうち、認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅であつて、建築基準法第2条第35

号に規定する特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、
かつ、その建蔽率（建築面積の敷地面積に対する割合をいう。）、容積率（
延べ面積の敷地面積に対する割合をいう。以下この項において同じ。）及び
各部分の高さについて総合的な配慮がなされていることにより市街地の環境
の整備改善に資すると認めて許可したものの容積率は、その許可の範囲内に
おいて、同法第52条第1項から第9項まで又は第57条の2第6項の規定によ
る限度を超えるものとすることができる。

2
— (略)

令和 3 年第 156 号議案

名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例
の一部改正について

名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和 3 年 11 月 19 日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例
の一部を改正する条例

名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 5 年名古屋市条例第 41 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 3 項中「及び第 9 条の 2 第 1 項」を「、第 9 条の 2 第 1 項及び第 9 条の 3 第 1 項」に改める。

第 9 条の 3 を第 9 条の 4 とし、第 9 条の 2 を第 9 条の 3 とし、第 9 条の次に次の 1 条を加える。

（認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率の特例）

第 9 条の 2 その敷地面積が長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行令（平成 21 年政令第 24 号）第 5 条で定める規模以上である住宅（長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成 20 年法律第 87 号）第 2 条第 1 項に規定する住宅をいう。以下この項において同じ。）のうち、認定長期優良住宅建築等計画（同法第 9 条第 1 項に規定する認定長期優良住宅建築等計画をいう。）に

基づく建築に係る住宅で、市長が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、その建蔽率、容積率及び各部分の高さについて総合的な配慮がなされていることにより市街地の環境の整備改善に資すると認めて許可したものの容積率は、その許可の範囲内において、第4条の規定による限度を超えるものとする事ができる。

2. 市長は、前項の規定による許可をする場合においては、あらかじめ、建築審査会の意見を聞かなければならない。
別表第1に次のように加える。

泰明町地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された名古屋都市計画泰明町地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域
-------------	--

別表第2に次のように加える。

泰明町地区整備計画区域	賑わい地区 (A)	用途の制限	1 風営法第2条第1項第1号から第4号までに規定する風俗営業又は同条第6項に規定する店舗型風俗特殊営業の用途に供するもの 2 勝馬投票券発売所、場外車券売場、場内車券売場又は勝舟投票券発売所 3 倉庫業を営む倉庫 4 畜舎
		容積率の最高限度	10分の20
		建蔽率の最高限度	10分の6。ただし、法第53条第3項第2号に該当する建築物については、10分の7とする。
		敷地面積の最低限度	500平方メートル
		壁面の位置の制限	外壁等の面から地区施設（歩道に限る。）の境界線までの距離は5メートル以上、地区施設（地区幹線道路に限る。）の境界線までの距離は1メートル以上であること。ただし、それぞれの距離に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号の

		<p>いずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であること。 2 軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であること。 3 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する建築物で公益上必要なものであること。
	高さの最高限度	31メートル
	緑化率の最低限度	10分の1.5
賑わい地区(B)	用途の制限	<ol style="list-style-type: none"> 1 風営法第2条第1項第1号から第4号までに規定する風俗営業又は同条第6項に規定する店舗型風俗特殊営業の用途に供するもの 2 倉庫業を営む倉庫 3 畜舎
	容積率の最高限度	10分の20
	建蔽率の最高限度	10分の6。ただし、法第53条第3項第2号に該当する建築物については、10分の7とする。
	敷地面積の最低限度	500平方メートル
	壁面の位置の制限	<p>外壁等の面から地区施設（歩道2号に限る。）の境界線までの距離は5メートル以上、地区施設（歩道2号を除く。）の境界線までの距離は1メートル以上であること。ただし、それぞれの距離に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であること。

		<p>2 軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であること。</p> <p>3 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する建築物で公益上必要なものであること。</p>
高さの最高限度		<p>1 31メートル</p> <p>2 建築物の各部分から地区施設（区画道路1号に限る。）の反対側の境界線までの水平距離が8メートル以下の範囲内にあつては、当該水平距離に1.25を乗じて得たものに10メートルを加えた数値</p> <p>3 前号に掲げる水平距離が8メートルを超える範囲にあつては、当該水平距離と8メートルとの差に1.5分の1を乗じて得たものに20メートルを加えた数値</p>
緑化率の最低限度		10分の1
複合地区(A)用途の制限		<p>1 風営法第2条第1項第1号から第4号までに規定する風俗営業又は同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業の用途に供するもの</p> <p>2 勝馬投票券発売所、場外車券売場、場内車券売場又は勝舟投票券発売所</p> <p>3 倉庫業を営む倉庫</p> <p>4 畜舎</p>
容積率の最高限度		10分の20
建蔽率の最高限度		10分の6。ただし、法第53条第3項第2号に該当する建築物については、10分の7とする。
敷地面積の最低限度		130平方メートル
壁面の位置の制限		外壁等の面から地区施設（歩道1号に限る。）の境界線までの距離は5メートル以上、地区施設（歩

		<p>道1号及び公園を除く。)の境界線までの距離は1メートル以上、隣地境界線までの距離は0.5メートル以上であること。ただし、それぞれの距離に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であること。 2 軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であること。 3 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する建築物で公益上必要なものであること。
	高さの最高限度	31メートル
	緑化率の最低限度	10分の1
複合地区(B)	用途の制限	<ol style="list-style-type: none"> 1 風営法第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業の用途に供するもの 2 勝馬投票券発売所、場外車券売場、場内車券売場又は勝舟投票券発売所 3 カラオケボックスその他これに類するもの 4 畜舎
	建蔽率の最高限度	10分の6。ただし、法第53条第3項第2号に該当する建築物については、10分の7とする。
	敷地面積の最低限度	130平方メートル
	壁面の位置の制限	<p>外壁等の面から地区施設の境界線までの距離は1メートル以上、隣地境界線までの距離は0.5メートル以上であること。ただし、それぞれの距離に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号</p>

		<p>のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>1 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であること。</p> <p>2 軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であること。</p> <p>3 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する建築物で公益上必要なものであること。</p>
	高さの最高限度	<p>1 建築物の各部分から地区施設（区画道路1号に限る。）の反対側の境界線までの水平距離が8メートル以下の範囲内にあつては、当該水平距離に1.25を乗じて得たものに10メートルを加えた数値</p> <p>2 前号に掲げる水平距離が8メートルを超える範囲にあつては、当該水平距離と8メートルとの差に1.5分の1を乗じて得たものに20メートルを加えた数値</p>
	緑化率の最低限度	10分の1

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条第3項の改正規定及び第9条の3を第9条の4とし、第9条の2を第9条の3とし、第9条の次に1条を加える改正規定は、令和4年2月20日から施行する。

(理 由)

この案を提出したのは、泰明町地区整備計画区域内における建築物の制限に関して必要な事項を定める等の必要があるによる。

(参考 1)

新 旧 対 照 (改正案)
(現 行)

名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例
(抜すい)

(建築物の容積率の最高限度)

第4条 (略)

2 (略)

3 前2項、第8条の6第1項、第9条第1項^{及び第9}及び第9条の2第1項^{及び第9}条の3第1項に規定する建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積は、法第52条第1項に規定する建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積の例により算定する。

(認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率の特例)

第9条の2 その敷地面積が長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行令（

平成21年政令第24号）第5条で定める規模以上である住宅（長期優良住宅の

普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第2条第1項に規定する住

宅をいう。以下この項において同じ。）のうち、認定長期優良住宅建築等計

画（同法第9条第1項に規定する認定長期優良住宅建築等計画をいう。）に

基づく建築に係る住宅で、市長が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障が

なく、かつ、その建蔽率、容積率及び各部分の高さについて総合的な配慮が

なされていることにより市街地の環境の整備改善に資すると認めて許可した

ものの容積率は、その許可の範囲内において、第4条の規定による限度を超

えるものとすることができる。

2 市長は、前項の規定による許可をする場合においては、あらかじめ、建築

審査会の意見を聞かなければならない。

(要除却認定マンションに係るマンションの建替えにより新たに建築される
マンションの容積率の特例)

第9条の3
第9条の2 (略)

(高度利用地区等内の制限の緩和)

第9条の4
第9条の3 (略)

(参考 2)

参 照 条 文

1 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）抜すい

新旧対照 $\left(\frac{\text{改正後}}{\text{改正前}} \right)$

(定義)

第2条 この法律において「住宅」とは、人の居住の用に供する建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。以下この項において同じ。）又は建築物の部分（人の居住の用以外の用に供する建築物の部分との共用に供する部分を含む。）をいう。

2 }
5 } (略)
6 }

（譲受人を決定した場合における認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請等）

第9条 第5条第3項の規定による認定の申請に基づき第6条第1項の認定を

受けた $\frac{\text{一戸建て住宅等分譲事業者}}{\text{分譲事業者}}$ は、同項の認定（前条第1項の変更の認定

を含む。以下「計画の認定」という。）を受けた長期優良住宅建築等計画（変更があったときは、その変更後のもの。以下「認定長期優良住宅建築等計画」という。）に基づく建築に係る住宅の譲受人を決定したときは、当該認

定長期優良住宅建築等計画に第5条 $\frac{\text{第6項}}{\text{第4項}}$ 第4号 $\frac{\text{イ及びロ}}{\text{イからハまで}}$ に規定する事項その他国土交通省令で定める事項を記載し、当該譲受人と共同して、国土交通省令で定めるところにより、速やかに、前条第1項の変更の認定を申請しなければならない。

2 }
5 } (略)

2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行令（平成21年政令第24号）抜

すい 新旧対照

改正後
改正前

（容積率の特例の対象となる住宅の敷地面積の規模）第5条 法第18条第1項の政令で定める規模は、次の表の上欄に掲げる地域又は区域の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める数値とする。

地 域 又 は 区 域	敷地面積の規模 (単位 平方メートル)
都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域若しくは田園住居地域又は同号に規定する用途地域の指定のない区域	1,000
都市計画法第8条第1項第1号に掲げる第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域	500
都市計画法第8条第1項第1号に掲げる近隣商業地域又は商業地域	300

令和3年第158号議案

契約の締結について

下記要項により、工事請負契約を締結するものとする。

令和3年11月19日提出

名古屋市長 河村 たかし

記

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 名古屋市南陽工場焼却設備更新等工事の請負 |
| 2 施行場所 | 名古屋市港区藤前二丁目地内 |
| 3 契約の内容 | ごみ焼却設備更新工事1式・その他 |
| 4 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 5 契約金額 | 40,007,000,000円 |
| 6 契約の相手方 | 名古屋市中村区名駅三丁目28番12号
JFEエンジニアリング株式会社名古屋支店
支店長 霜 知 宏 |
| 7 完成予定期日 | 令和9年3月1日 |

(理由)

この案を提出したのは、名古屋市南陽工場の焼却設備更新等工事を施行する必要があるによる。

令和3年第159号議案

損害賠償の額の決定について

令和2年8月10日、名古屋市中村区名駅四丁目地内の市道において、街路樹の枯れ枝が落下し、愛知県豊田市永覚新町5丁目207番地の株式会社光生の乗用自動車に破損した事件に関し、当該被害者に対する損害賠償の額を金1,026,564円とするものとする。

なお、上記損害賠償金については、本市が加入している道路賠償責任保険から本市に補填される予定である。

令和3年11月19日提出

名古屋市長 河村 たかし

(理由)

この案を提出したのは、法律上の義務に属する損害賠償の額を決定する必要があるによる。

(事実)

令和2年8月10日午後3時40分頃、名古屋市中村区名駅四丁目地内の市道において、街路樹の枯れ枝が落下し、停車中の株式会社光生の乗用自動車に当たり、当該乗用自動車が破損したものである。

賠償額の算出基礎は、次表のとおりである。

項目	金額
修繕費	1,026,564円

令和3年第160号議案

指定管理者の指定について

下記要項により、指定管理者を指定するものとする。

令和3年11月19日提出

名古屋市長 河 村 たかし

記

1 指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
名古屋市鶴舞公園多目的グラウンド	名古屋市瑞穂区洲山町2丁目21番地 公益財団法人愛知県サッカー協会 会長 中 村 昌 弘

2 指定の期間 令和4年4月1日から令和8年3月31日まで

(理 由)

この案を提出したのは、指定管理者を指定する場合において、あらかじめ議会の議決を経る必要があるによる。

11/11/2023

11/11/2023

11/11/2023

11/11/2023

11/11/2023

1

11/11/2023

11/11/2023

11/11/2023

11/11/2023

11/11/2023

11/11/2023

11/11/2023

11/11/2023

令和3年第161号議案

指定管理者の指定について

下記要項により、指定管理者を指定するものとする。

令和3年11月19日提出

名古屋市長 河村 たかし

記

1 指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
名古屋市中根コミュニティセンター	名古屋市瑞穂区白砂町5丁目2番地 中根学区連絡協議会 会長 新美 信幸

2 指定の期間 施設の供用開始日から令和10年3月31日まで

(理由)

この案を提出したのは、指定管理者を指定する場合において、あらかじめ議会の議決を経る必要があるによる。

Section 1: Introduction

The following information is provided for your reference.

Section 2: Details

Item 1: Description

Item 2: Description

Item 3: Description

Item 4: Description

Item 5: Description

Item 6: Description

Item 7: Description

Item 8: Description

Item 9: Description

Item 10: Description

Item 11: Description

令和3年第162号議案

指定管理者の指定について

下記要項により、指定管理者を指定するものとする。

令和3年11月19日提出

名古屋市長 河村 たかし

記

1 指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
鶴舞公園の公園施設（市長の定めるものに限る。）	名古屋市東区葵三丁目19番7号 鶴舞公園整備運営事業共同事業体 代表者 芝山 真明
徳川園の公園施設（市長の定めるものに限る。）	名古屋市昭和区鶴舞一丁目1番166号 徳川の杜グループ 代表者 二神 望

2 指定の期間 令和4年4月1日から令和14年3月31日まで

（理由）

この案を提出したのは、指定管理者を指定する場合において、あらかじめ議会の議決を経る必要があるによる。

10/10/2020

10/10/2020

10/10/2020

10/10/2020

10/10/2020

10/10/2020

10/10/2020

10/10/2020

10/10/2020

10/10/2020

10/10/2020

10/10/2020

10/10/2020

10/10/2020

10/10/2020

10/10/2020

10/10/2020

指定管理者の指定について

下記要項により、指定管理者を指定するものとする。

令和3年11月19日提出

名古屋市長 河村 たかし

記

1 指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
名古屋市緑化センター	名古屋市東区葵三丁目19番7号 鶴舞公園整備運営事業共同事業体 代表者 芝山真明

2 指定の期間 令和4年4月1日から令和14年3月31日まで

(理由)

この案を提出したのは、指定管理者を指定する場合において、あらかじめ議会の議決を経る必要があるによる。

令和3年第164号議案

指定管理者の指定について

下記要項により、指定管理者を指定するものとする。

令和3年11月19日提出

名古屋市長 河村 たかし

記

1 指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
名古屋市栄バスターミナル	名古屋市東区東桜一丁目11番1号 栄公園振興株式会社 代表取締役社長 菊池文泰

2 指定の期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

(理由)

この案を提出したのは、指定管理者を指定する場合において、あらかじめ議会の議決を経る必要があるによる。

令和3年第165号議案

指定管理者の指定について

下記要項により、指定管理者を指定するものとする。

令和3年11月19日提出

名古屋市長 河村 たかし

記

1 指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
久屋大通公園の公園施設（市長の定めるものに限る。）	名古屋市東区東桜一丁目11番1号 栄公園振興株式会社 代表取締役社長 菊池 文 泰

2 指定の期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

（理由）

この案を提出したのは、指定管理者を指定する場合において、あらかじめ議会の議決を経る必要があるによる。

1998-1999

1998-1999

1998-1999

1998-1999

1998-1999

1998-1999

1998-1999

1998-1999

1998-1999

1998-1999

1998-1999

1998-1999

1998-1999

指定管理者の指定について

下記要項により、指定管理者を指定するものとする。

令和3年11月19日提出

名古屋市長 河村 たかし

記

1 指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
名古屋市営住宅条例 (昭和29年名古屋市条例第25号)第2条に規定する改良住宅、コミュニティ住宅及び更新住宅並びにこれらの住宅に付随する共同施設	名古屋市西区浄心一丁目1番6号 名古屋市住宅供給公社 理事長 中野克巳

2 指定の期間 令和4年4月1日から令和8年3月31日まで

(理由)

この案を提出したのは、指定管理者を指定する場合において、あらかじめ議会の議決を経る必要があるによる。

指定管理者の指定について

下記要項により、指定管理者を指定するものとする。

令和 3 年 11 月 19 日提出

名古屋市長 河 村 たかし

記

1 指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
名古屋市定住促進住宅 条例（平成 6 年名古屋 市条例第 46 号）第 2 条 に規定する定住促進住 宅及び当該住宅に付随 する共同施設	名古屋市西区浄心一丁目 1 番 6 号 名古屋市住宅供給公社 理事長 中 野 克 巳

2 指定の期間 令和 4 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

（理 由）

この案を提出したのは、指定管理者を指定する場合において、あらかじめ議会の議決を経る必要があるによる。

令和3年第168号議案

指定管理者の指定の変更について

平成29年12月8日議決指定管理者の指定（平成29年第127号議案）について、指定の期間の一部を、次表のとおり変更するものとする。

令和3年11月19日提出

名古屋市長 河村 たかし

施設の名称	指定管理者	指定の期間	
		変更前	変更後
名古屋市枇杷島スポーツセンター	名古屋市南区東又兵ヱ町5丁目1番地の16 公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会	平成30年4月1日から平成35年3月31日まで	平成30年4月1日から令和7年3月31日まで
名古屋市緑スポーツセンター	名古屋市名東区猪高台一丁目1316番地 株式会社JPN		
名古屋市中村スポーツセンター	名古屋市南区東又兵ヱ町5丁目1番地の16 公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会		
名古屋市名東スポーツセンター	名古屋市南区東又兵ヱ町5丁目1番地の16 公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会		

名古屋市昭和スポーツセンター	愛知県春日井市六軒屋町西3丁目10番地16 愛知スイミング・大成共同事業体		
----------------	--	--	--

(理由)

この案を提出したのは、指定管理者の指定の期間を変更する必要があるによる。

令和3年第169号議案

指定管理者の指定の変更について

平成29年12月8日議決指定管理者の指定（平成29年第130号議案）について、指定の期間を、次表のとおり変更するものとする。

令和3年11月19日提出

名古屋市長 河村 たかし

施設の名称	指定管理者	指定の期間	
		変更前	変更後
名古屋市志段味スポーツランド	名古屋市名東区猪高台一丁目1316番地 株式会社JPN	平成30年4月1日 から平成35年 3月31日まで	平成30年4月1日 から令和7年 3月31日まで

（理由）

この案を提出したのは、指定管理者の指定の期間を変更する必要があるによる。

1. Introduction

The purpose of this document is to provide a comprehensive overview of the project's objectives, scope, and deliverables. It is intended for the project team and stakeholders.

2. Objectives

2.1. Project Objectives

- 1. Develop a robust and scalable software solution.
- 2. Ensure high-quality code and thorough testing.
- 3. Meet the project deadline and budget.
- 4. Provide excellent customer support and training.
- 5. Maintain clear communication and documentation throughout the project.

3. Scope

The project scope includes the development, testing, and deployment of the software solution. It also includes the provision of training and ongoing support.

令和3年第170号議案

指定管理者の指定の変更について

平成29年12月8日議決指定管理者の指定（平成29年第131号議案）について、指定の期間の一部を、次表のとおり変更するものとする。

令和3年11月19日提出

名古屋市長 河村 たかし

施設の名称	指定管理者	指定の期間	
		変更前	変更後
名古屋市中川プール	名古屋市南区東又兵ヱ町5丁目1番地の16 公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会	平成30年4月1日から平成35年3月31日まで	平成30年4月1日から令和7年3月31日まで
名古屋市守山プール	名古屋市名東区猪高台一丁目1316番地 株式会社JPN		
名古屋市鳴海プール	名古屋市名東区猪高台一丁目1316番地 株式会社JPN		
名古屋市香流橋プール	名古屋市名東区猪高台一丁目1316番地 株式会社JPN		
名古屋市山田プール	名古屋市南区東又兵ヱ町5丁目1番地の16 公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会		

名古屋市山田西プール	名古屋市南区東又兵ヱ町 5丁目1番地の16 公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会		
名古屋市富田北プール	名古屋市南区東又兵ヱ町 5丁目1番地の16 公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会		

(理由)

この案を提出したのは、指定管理者の指定の期間を変更する必要があるによる。

令和3年第171号議案

指定管理者の指定の変更について

平成29年12月8日議決指定管理者の指定（平成29年第143号議案）について、指定の期間を、次表のとおり変更するものとする。

令和3年11月19日提出

名古屋市長 河村 たかし

施設の名称	指定管理者	指定の期間	
		変更前	変更後
名古屋市公会堂	東京都渋谷区代々木五丁目40番13号 KNS共同事業体	平成30年4月1日 から平成35年 3月31日まで	平成30年4月1日 から令和7年 3月31日まで

（理由）

この案を提出したのは、指定管理者の指定の期間を変更する必要があるによる。

2019年10月10日

2019年10月10日

2019年10月10日

2019年10月10日

2019年10月10日	2019年10月10日	2019年10月10日	2019年10月10日
2019年10月10日	2019年10月10日	2019年10月10日	2019年10月10日
2019年10月10日	2019年10月10日	2019年10月10日	2019年10月10日
2019年10月10日	2019年10月10日	2019年10月10日	2019年10月10日
2019年10月10日	2019年10月10日	2019年10月10日	2019年10月10日

2019年10月10日

2019年10月10日

2019年10月10日

令和3年第172号議案

指定管理者の指定の変更について

平成29年12月8日議決指定管理者の指定（平成29年第144号議案）について、指定の期間を、次表のとおり変更するものとする。

令和3年11月19日提出

名古屋市長 河村 たかし

施設の名称	指定管理者	指定の期間	
		変更前	変更後
名古屋市青少年文化センター	名古屋市中区栄三丁目18番1号 名古屋市文化振興事業団 ・日本管財グループ	平成30年4月1日から平成35年3月31日まで	平成30年4月1日から令和7年3月31日まで

（理由）

この案を提出したのは、指定管理者の指定の期間を変更する必要があるによる。

1. The first part of the document discusses the importance of maintaining accurate records of all transactions and activities. It emphasizes that this is crucial for ensuring transparency and accountability in the organization's operations.

2. The second part of the document outlines the various methods and tools used to collect and analyze data. It highlights the need for consistent and reliable data collection processes to support effective decision-making.

3. The third part of the document focuses on the role of technology in data management and analysis. It discusses how modern software solutions can streamline data collection, storage, and reporting, thereby improving efficiency and accuracy.

4. The fourth part of the document addresses the challenges associated with data management, such as data quality, security, and integration. It provides strategies to overcome these challenges and ensure that the data is reliable and secure.

5. The fifth part of the document concludes by summarizing the key points and emphasizing the ongoing nature of data management. It stresses the importance of continuous monitoring and improvement to stay ahead in a rapidly changing environment.

令和3年第173号議案

指定管理者の指定の変更について

平成29年12月8日議決指定管理者の指定（平成29年第145号議案）について、指定の期間を、次表のとおり変更するものとする。

令和3年11月19日提出

名古屋市長 河村 たかし

施設の名称	指定管理者	指定の期間	
		変更前	変更後
名古屋市中村文化小劇場	名古屋市中区栄三丁目18番1号 公益財団法人名古屋市文化振興事業団	平成30年4月1日から平成35年3月31日まで	平成30年4月1日から令和7年3月31日まで
名古屋市南文化小劇場	名古屋市中区栄三丁目18番1号 公益財団法人名古屋市文化振興事業団		
名古屋市天白文化小劇場	名古屋市中区栄三丁目18番1号 公益財団法人名古屋市文化振興事業団		
名古屋市守山文化小劇場	名古屋市中区栄三丁目18番1号 公益財団法人名古屋市文化振興事業団		

名古屋市千種文化小劇場	名古屋市中区栄三丁目18番1号 公益財団法人名古屋市文化振興事業団		
名古屋市中川文化小劇場	名古屋市中区栄三丁目18番1号 公益財団法人名古屋市文化振興事業団		
名古屋市瑞穂文化小劇場	名古屋市中区栄三丁目18番1号 公益財団法人名古屋市文化振興事業団		

(理由)

この案を提出したのは、指定管理者の指定の期間を変更する必要があるによる。

令和 3 年第 174 号議案

指定管理者の指定の変更について

平成29年12月 8 日議決指定管理者の指定（平成29年第 146 号議案）について、指定の期間を、次表のとおり変更するものとする。

令和 3 年11月19日提出

名古屋市長 河 村 たかし

施設の名称	指定管理者	指定の期間	
		変更前	変更後
名古屋市演劇練習館	名古屋市中区栄三丁目18番1号 公益財団法人名古屋市文化振興事業団	平成30年4月1日から平成35年3月31日まで	平成30年4月1日から令和7年3月31日まで

（理 由）

この案を提出したのは、指定管理者の指定の期間を変更する必要があるによる。

令和3年第175号議案

指定管理者の指定の変更について

平成29年12月8日議決指定管理者の指定（平成29年第147号議案）について、指定の期間を、次表のとおり変更するものとする。

令和3年11月19日提出

名古屋市長 河村 たかし

施設の名称	指定管理者	指定の期間	
		変更前	変更後
名古屋市民 ギャラリー 栄	名古屋市中区栄三丁目18 番1号 公益財団法人名古屋市文 化振興事業団	平成30年4月1 日から平成35年 3月31日まで	平成30年4月1 日から令和7年 3月31日まで

（理由）

この案を提出したのは、指定管理者の指定の期間を変更する必要があるによる。

令和3年第176号議案

指定管理者の指定の変更について

平成29年12月8日議決指定管理者の指定（平成29年第148号議案）について、指定の期間を、次表のとおり変更するものとする。

令和3年11月19日提出

名古屋市長 河村 たかし

施設の名称	指定管理者	指定の期間	
		変更前	変更後
名古屋市短歌会館	愛知県豊田市松ヶ枝町3丁目30番地 ホームックス株式会社	平成30年4月1日から平成35年3月31日まで	平成30年4月1日から令和7年3月31日まで

（理由）

この案を提出したのは、指定管理者の指定の期間を変更する必要があるによる。

1. The first part of the document discusses the importance of maintaining accurate records of all transactions and activities.

2. It is essential to ensure that all data is entered correctly and consistently to avoid any discrepancies or errors.

3. Regular audits and reviews should be conducted to verify the accuracy and integrity of the information stored in the system.

4. Proper security measures must be implemented to protect sensitive data from unauthorized access or theft.

5. The system should be designed to be user-friendly and easy to navigate, allowing staff to perform their duties efficiently.

6. It is crucial to have a backup and recovery plan in place to ensure that data is not lost in the event of a system failure or disaster.

7. The system should be regularly updated and maintained to address any vulnerabilities or changes in requirements.

8. Training and support should be provided to users to ensure they are comfortable and proficient in using the system.

9. The system should be designed to be scalable and flexible, allowing for future growth and expansion of the organization.

10. Finally, it is important to have a clear communication and reporting structure in place to ensure that all stakeholders are kept informed of the system's performance and any issues that arise.

令和3年第177号議案

指定管理者の指定の変更について

平成29年12月8日議決指定管理者の指定（平成29年第149号議案）について、指定の期間を、次表のとおり変更するものとする。

令和3年11月19日提出

名古屋市長 河村 たかし

施設の名称	指定管理者	指定の期間	
		変更前	変更後
名古屋市東山荘	名古屋市中区栄三丁目18番1号 公益財団法人名古屋市文化振興事業団	平成30年4月1日から平成35年3月31日まで	平成30年4月1日から令和7年3月31日まで

（理由）

この案を提出したのは、指定管理者の指定の期間を変更する必要があるによる。

令和 3 年第 178 号議案

指定管理者の指定の変更について

平成29年12月 8 日議決指定管理者の指定（平成29年第 152 号議案）について、指定の期間を、次表のとおり変更するものとする。

令和 3 年11月19日提出

名古屋市長 河 村 たかし

施設の名称	指定管理者	指定の期間	
		変更前	変更後
名古屋能楽堂	名古屋市中区栄三丁目18番1号 公益財団法人名古屋市文化振興事業団	平成30年4月1日から平成35年3月31日まで	平成30年4月1日から令和7年3月31日まで

（理 由）

この案を提出したのは、指定管理者の指定の期間を変更する必要があるによる。

1. The first part of the document discusses the importance of maintaining accurate records.

2. It then goes on to describe the various methods used to collect and analyze data.

3. The next section details the results of the study and the conclusions drawn from them.

4. Finally, the document provides a list of references and a bibliography.

5. The following table shows the distribution of data points across different categories.

6. The data indicates a significant correlation between the variables studied.

7. These findings have important implications for the field of research.

8. Further research is needed to explore these relationships in greater depth.

9. The study was supported by the following grants and funding sources.

10. The authors would like to thank the following individuals for their assistance.

令和3年第179号議案

当せん金付証票の発売について

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）により、令和4年度において当せん金付証票を下記のとおり発売するものとする。

令和3年11月19日提出

名古屋市長 河 村 たかし

記

1 発 売 総 額 300億円以内

（理 由）

この案を提出したのは、公共事業等の財源に充てるため、当せん金付証票を発売する必要があるによる。

1. The first part of the document discusses the importance of maintaining accurate records of all transactions and activities. It emphasizes that this is essential for ensuring transparency and accountability in the organization's operations.

2. The second part of the document outlines the various methods and tools used to collect and analyze data. It highlights the need for a systematic approach to data collection and the importance of using reliable and valid measurement instruments.

3. The third part of the document discusses the ethical considerations that must be taken into account when conducting research. It stresses the importance of obtaining informed consent from participants and ensuring that their privacy and confidentiality are protected throughout the study.

4. The fourth part of the document describes the various methods used to analyze and interpret the data. It discusses both qualitative and quantitative approaches and the importance of using appropriate statistical techniques to draw valid conclusions from the data.

5. The fifth part of the document discusses the importance of reporting the results of the research in a clear and concise manner. It emphasizes the need to provide a detailed and accurate account of the study's findings and to discuss the implications of these findings for practice and policy.



